
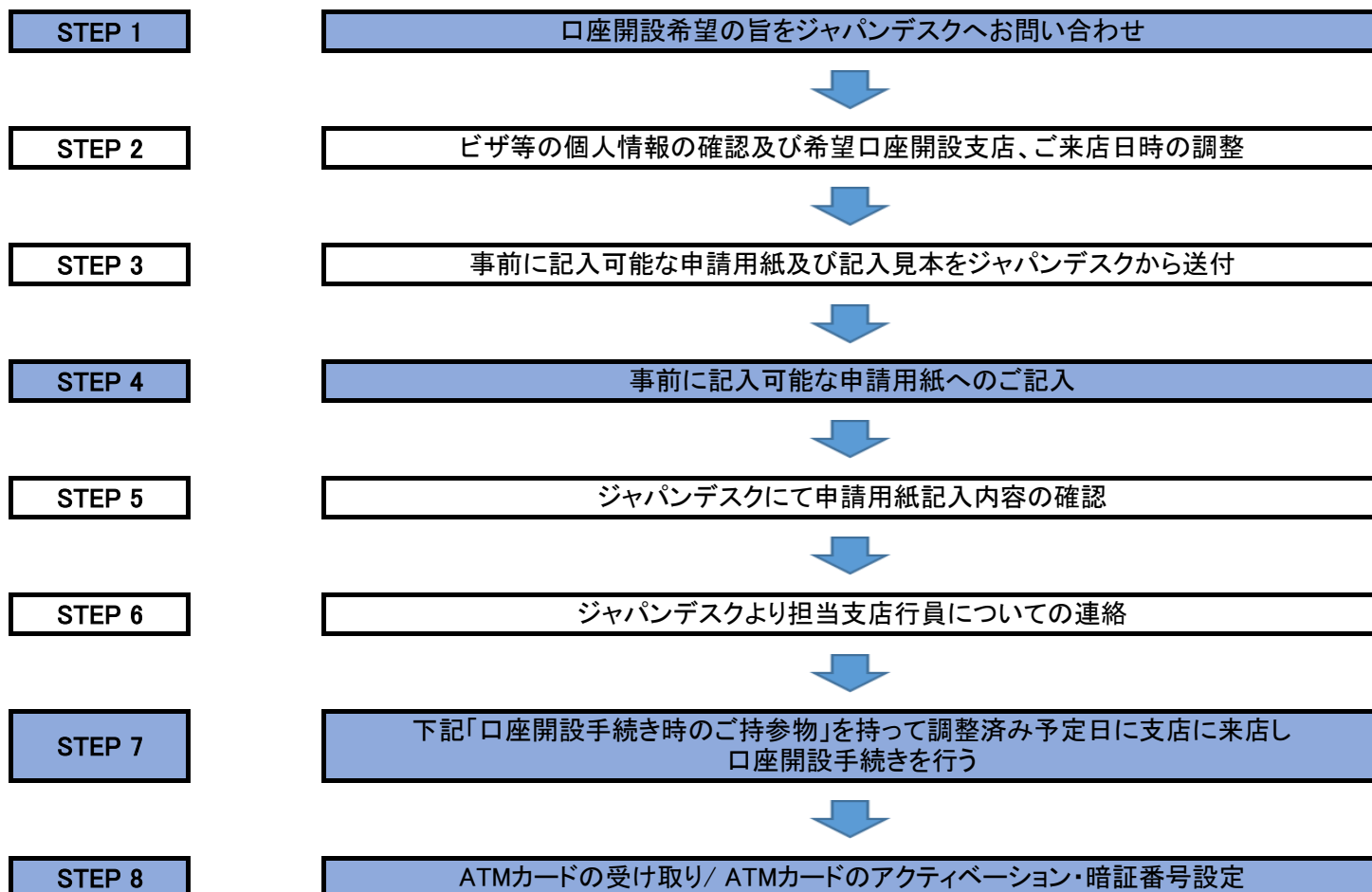


居住者向け口座開設の流れ

Account Opening Guideline for Resident Visa Holder

 お客様で行っていただくこと

 当行で行うこと



居住者ビザについて

※下記に該当するビザをお持ちの方が弊社では“居住者”と認識され、居住者口座開設の申請が可能です
その他ビザをお持ちの方は、ジャパンデスクまでご相談ください

- 9G (Working visa)
- PEZA visa (47a2 visa)
- CEZA visa (Working visa)
- 9D (Treaty trader visa)
- SRRV (PRA visa)
- SIRV (Investor visa)
- 13 visa (Quota visa)
- 13A (Marriage visa)

口座開設手続き時のご持参物

※支店の裁量によっては以下の書類以外にご提示が必要な追加書類が発生することもございます

- ① パスポート原本
 - ② 居住者であることが分かる写真付きID (SRRVカード、ACR Iカード、SIRVカード等)*1 *2
 - ③ 英語署名入りID (①と②の署名が日本語である場合)
英語の署名入りIDをお持ちでない方は、英語・日本語署名が直筆されたパスポートコピー (下記「ご署名について」を参照)
 - ④ 初回預金用現金 (下記「口座一覧」の必要維持月間平均残高以上の金額)
 - ⑤ 納税者識別番号 Tax Identification Number (TIN)
 - ⑥ 事前にご記入いただく口座開設申請用紙 (下記「口座開設申請用紙について」を参照)
 - ⑦ 収入証明 (支店の裁量によります)
- *1: 会社員の方はお勤め先がわかるIDや書類のご提出をお願いすることがございます。
*2: PEZA(47a2)ビザ保有の方は、AEPカードをお持ちください。(ACRをお持ちの場合は両方お持ちください)

口座一覧

口座種類	通帳	ATMカード	小切手帳	必要維持 月間平均残高 (*1)	口座管理 手数料	非居住者口座 (*2)
ペソ口座 (PHP)						
普通預金口座	-	✓	-	2,000	✓(300)	要相談
	✓	✓	-	10,000	✓(300)	要相談
Optimum普通預金口座 (*3)	✓	✓	-	30,000	✓(300)	要相談
当座預金口座 (*4)	-	✓(別途申込要)	✓	5,000	✓(300)	-
Smart当座預金口座	-	✓(別途申込要)	✓	15,000	✓(300)	-
	✓	✓(別途申込要)	✓	25,000	✓(500)	-
定期預金口座	-	-	-	-	-	要相談
ドル口座 (USD)						
普通預金口座	✓	✓(別途申込要)	-	USD 500	USD 5	要相談
定期預金口座	-	-	-	-	-	要相談
円口座 (JPY)						
普通預金口座	✓	-	-	JPY 50,000	JPY 500	-

2021年1月現在

- (*1)・・・必要維持月間平均残高を下回った場合は、月末にお持ちの口座から所定の口座管理手数料が引き落とされます
(*2)・・・非居住者口座につきましては、別途下記ジャパンデスクまでお問い合わせください
(*3)・・・Optimum口座は預金残高により、適用される金利が変動する口座です
(*4)・・・当座預金口座は普通預金口座開設6か月後にのみ開設していただけますのでご注意ください

口座開設申請用紙について

① Customer Information Record (個人情報登録書)

こちらはお客様の個人情報を記載いただくものでございます
注意事項としては、フィリピンでの固定番号を該当欄に記載お願いいたします
ご自宅に固定電話をお持ちでない場合は、オフィスの電話番号で問題ございません

② KYC Supplemental Form (自己申告書類)

設問#1～#5: 米国の税法に基づき各金融機関が口座開設者に対して、米国人等に該当するかを確認させていただく設問です
設問#6～#7: 昨今のオンライン賭博規制による、オンラインゲーミングビジネスとの関わりの有無に関する設問です
設問#8～#10: 個人やビジネスについて政府機関との関係性の有無に関する設問です
設問#11～#13: 口座開設目的及び個人または事業における年間収入、月間予想銀行取引金額に関する設問です

③ FATCA – Foreign Account Tax Compliance Act (自己申告書類)

FATCAとは米国の税法に基づき各金融機関が口座開設者に対して、米国人等に該当するかを確認させていただく書類です。

④ Supplemental Form for Online Gaming Business (自己申告書類)

昨今のオンライン賭博規制による、オンラインゲーミングビジネスとの関わりの有無を確認させていただく書類です。

⑤ Signature Card (署名登録カード)

今後のお取引に当たり、ご本人確認のための署名登録用カードです。

ご来店当日に支店窓口又は、支店の口座開設担当者に用紙をご依頼いただき、支店でご記入いただく必要がございます

⑥ Terms and Conditions (口座開設契約書)

こちらは、契約条件が記載されているBDOとの口座開設の契約書となります。

ご来店当日に支店窓口又は、支店の口座開設担当者に用紙をご依頼いただき、支店でご記入いただく必要がございます

ご署名について

2016年12月1日より、弊行の規定の変更により英語でのご署名が必要となりました

パスポート・居住者であることが分かる写真付きIDのご署名が日本語の場合も、英語のご署名のご登録が必須となります

口座開設時は支店の参照の為、パスポート記載の日本語のご署名も署名届(署名登録カード)にご記入いただきます

口座開設以降のお取引については日本語及び英語のご署名も必要になります

パスポート・居住者であることが分かる写真付きID以外に英語署名のある有効なIDをお持ちの場合は、

そちらのIDを事前にジャパンデスクにご送付いただき、口座開設支店に受付可能かご相談させていただきます

英語のご署名が入ったIDをお持ちではない場合、事前に英語のご署名を作成いただく必要がございます。

パスポートの写しに以下の情報をご記入いただき、ジャパンデスクのメールアドレスまでご送付お願いいたします

・パスポートと同じ直筆署名

・英語の直筆署名(ご自身で新たに設定いただいたBDOでのお取引の際にご利用になる署名)

・ご署名された日付

その他注意事項

①日本ではATMカードをキャッシュカードといいますが、フィリピンではキャッシュカードは口座付帯のものとは別の商品になります
支店行員とATMカードについてお話をされる場合は、「ATM Card」という言葉をお使いください

②ATMカードに記載されている16桁の番号は、デビットカード番号です
銀行取引の際にご指定いただく口座番号は開設時にお知らせいたします(口座番号は12桁です)
通帳付き口座でない場合、口座番号は上記開設時の初回預金控えでのみご確認いただけますのでご注意ください

③普通預金口座は残高がゼロになりますと、口座が自動的に閉鎖されます

④月間平均預金額を下回った場合、口座管理手数料(「口座一覧」ご参照)が自動的に天引きされます

⑤口座は以下の期間お取引がない場合、休眠口座となりますのでご注意下さい
普通預金 - 2年間 / 当座預金口座 - 1年間
口座が休眠となった場合、口座開設した支店に休眠解除のための来店・手続きが必要です

⑥円口座を開設ご希望の場合は、別途承認が必要でございますので必ずジャパンデスクまでご相談ください

⑦中央銀行による外貨規制の為、口座開設当日に支店にてペソから外貨に両替し預金することは出来かねますのでご注意ください

⑧フィリピンでは同じ銀行でも、自分の口座のある支店以外から処理を行うと手数料がかかる場合がございますので
なるべく口座を開設した支店でのお取引をお勧めいたします

⑨2年以上フィリピンに戻らない場合、帰国前に口座解約をお願いします
口座を維持される場合は、以下の点を徹底いただくようお願いいたします
・フィリピン出国前にお客さま情報更新のため口座開設支店にお越しいただくこと
(連絡先として、フィリピン住所と電話番号が必須です- BDOからの郵送メールやご連絡は、こちらのご登録の住所・電話番号に送られます)
・BDOからの大切な通知や連絡を郵送メール・eメール・フィリピン番号の携帯電話等で必ず受け取ることができる様管理していただくこと
・オンラインバンキングにご登録いただき、口座を定期的に確認・管理していただくこと
・2年ごとに口座開設支店にお越しいただき、口座登録情報のアップデートを行っていただくこと
・法律の変更等によりお客様ご本人のご来店が必要になることが発生する際にはご対応いただけること

また、以下の点についてご了承をお願いします

- ・カードの紛失や不正使用があった場合には、ご本人様が口座開設支店にお越しいただかない限り、再発行ができないこと
- ・普通預金口座は2年間出入金のお取引がない場合、休眠となり、ご本人様が口座開設支店にお越しいただかない限り、復活できないこと